

# 介護保険制度における福祉用具の取扱い

平成30年8月

かほく市市民部長寿介護課

## 目次

### 特定福祉用具販売

1 福祉用具購入費の支給要件	1
2 介護保険制度における福祉用具選定の考え方	4
3 支給申請及び添付書類についての留意事項	4
【参考1】福祉用具購入費の支給申請の手続き	5
【参考2】福祉用具購入支給申請に必要な書類の記入例	6

### 福祉用具貸与

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種類	10
2 軽度者への福祉用具貸与に係る例外給付の取扱いについて	20

# 特定福祉用具販売（福祉用具購入）

特定福祉用具を購入する際は、指定販売事業者で福祉用具専門相談員の技術的援助及び助言を受けて、適切に選んでください。

## 1 福祉用具購入費の支給要件

居宅要介護（支援）被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具を購入したときに支給されるものです。

### (1) 支給限度額等

- ① 福祉用具購入費は、居宅要介護（支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために市が必要と認める場合に限り支給します。
- ② 福祉用具購入費の支給限度基準額は10万円です。このうち、現に福祉用具購入に要した費用の9割、8割又は7割に相当する額を保険給付します（領収日が属する利用者負担割合）。支払いは、一旦費用の全額を被保険者側が負担し、後に9割、8割又は7割の払戻しを申請する償還払いの方法（後払い）となります。
- ③ 福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、毎年4月1日からの1年間です。
- ④ 福祉用具購入費は、対象とならない用具の場合には保険給付できません。また、保険対象となる購入費用の総額が、支給限度基準額の10万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- ⑤ 同一種目の福祉用具購入費の支給は、1度に限りませんが、用途及び機能が異なる場合、当該福祉用具が破損した場合、身体状況が著しく変化した場合など、特別の事情がある場合で市が必要と認めるときは、再度購入することが可能です。

### (2) 対象となる人

要支援又は要介護認定を受けた被保険者で、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人（入院中の方や施設介護サービスを受けている人は対象になりません。）

### (3) 購入できる事業者について

特定福祉用具は、指定販売事業者から購入してください。

### (4) 購入できる福祉用具の種目について（3ページ参照）

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

(5) 申請に必要な書類について

① 申請書に必要な記入事項（記入例 7 ページ）

(ア) 福祉用具名等（事業所番号、販売事業者名、購入日、種目名、商品名、製造事業者名、購入金額及び支給金額）

(イ) 口座振替依頼欄

※ 申請者は被保険者本人となります。なお、本人名義以外の口座への振込みを希望する場合は、必ず下段の委任状に必要事項を記入してください。

(ウ) 福祉用具が必要な理由書（記入例 8 ページ）

※ 本人の現在の身体状況について及び製品を購入した理由について、具体的に記入してください。

② 添付書類

(ア) 領収証（記入例 6 ページ）

※ 原本を提出してください。なお、原本還付を希望する場合は、領収証に市受付印を押印し、コピーした後に返却します。

※ 複数の福祉用具を同時に購入した場合は、内訳として、当該福祉用具ごとの種目、製品名、購入金額を記入してください（別紙可）。

(イ) 福祉用具のパンフレットその他福祉用具の概要を記載した書面（コピー可）

(ウ) 見積書（オーダーメイドの場合）

(エ) 写真 {カタログにもないオーダーメイドの場合（撮影日がわかるもの）}

(6) 申請の無効等

次の①から③までのいずれかに該当するときには、福祉用具購入費の支給申請、支給決定又は給付費の支払いに際し、申請を無効とし、決定を取り消し、又は給付費の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

① 虚偽の申請その他の不正行為により、支給決定又は給付を受けたとき。

② 介護給付費により購入した特定福祉用具を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保等に供したとき。

③ その他、市長が不相当と認めるとき。

厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る  
特定福祉用具の種目（厚生省告示第94号）

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）ただし、設置に要する費用は保険給付対象外である。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの

3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに 該当するものに限る。

- (1) 入浴用いす  
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- (2) 浴槽用手すり  
浴槽の縁をはさみこんで固定することができるものに限る。
- (3) 浴槽内いす  
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- (4) 入浴台  
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- (5) 浴室内すのこ  
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- (6) 浴槽内すのこ  
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- (7) 入浴用介助ベルト  
身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに 立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なものに限る。）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

5 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

## 2 介護保険制度における福祉用具選定の考え方

- (1) 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- (2) 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値を付加したものの（例えば、平ベッド等は対象外）
- (3) 治療用等医療の観点から使用するものでなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- (4) 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- (5) 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手、義足、眼鏡等は対象外）
- (6) ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの
- (7) 取付けに住宅改修を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障がないもの（例えば、天井取付型天井走行リフトは対象外）

## 3 支給申請及び添付書類についての留意事項

- (1) 購入の際には、要介護認定を受けているか、認定有効期間内であるかについては介護保険被保険者証を、利用者負担割合については介護保険負担割合証をそれぞれ確認してください。
- (2) 商品を購入する事業者は、指定販売事業者であることを確認してください。それ以外の事業者から購入された場合は、申請することはできません。
- (3) カタログの福祉用具を基にして、セミオーダーメイドされたもの（イレクター、移乗台等）は、次の書類を申請書に添付してください。  
申請書＋{領収証の原本（希望により原本還付）、カタログの写し、見積書}  
※ カタログの福祉用具の明細を手書きで加えていただいても構いません。
- (4) カタログにもないフルオーダーメイドの福祉用具（木製すのこ等）は、次の書類を申請書に添付してください。  
申請書＋{領収証の原本（希望により原本還付）、現物写真（撮影日がわかるもの）、見積書}
- (5) 複数のを同時に購入した場合、領収証には合計額の内訳として、個々の用具ごとの商品名、製造事業者名、金額明細も記入してください。
- (6) 同一種目の再購入については、理由によっては介護保険の適用対象外となる場合がありますのであらかじめご相談ください。
- (7) 同一種目の再購入の場合は、福祉用具が必要な理由書に再購入の理由を詳しく記入してください。{破損によるものについては、現物写真（破損状況及び撮影日がわかるもの）を添付してください。}

## 【参考 1】

### 福祉用具購入費の支給申請の手続き

1 事前相談	<ul style="list-style-type: none"><li>福祉用具の購入に際して、支給対象となる用具かどうか、及び支給申請の手続き等については、市又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員に相談してください。</li></ul>
2 福祉用具購入	<ul style="list-style-type: none"><li>指定販売事業者から福祉用具を購入し領収証を受領する。</li></ul>
3 支給申請	<ul style="list-style-type: none"><li>長寿介護課に福祉用具購入費支給申請書を提出する。</li></ul> <p>必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>介護保険福祉用具購入費支給申請書</li><li>福祉用具が必要な理由書</li><li>領収証（原本）※原本還付を希望する場合は、領収証に市受付印を押印し、コピーした後に返却します。</li><li>福祉用具のパンフレットその他福祉用具の概要を記載した書面（コピー可）※該当製品にマーキング等をしてください。</li><li>委任状(支払先が支給対象者本人の口座と違う場合)</li><li>見積書(オーダーメイドの場合)</li><li>写真（フルオーダーメイドの場合【撮影日がわかるもの】）</li></ul>
4 審査	<ul style="list-style-type: none"><li>長寿介護課にて受給資格の有無、給付対象種目かどうか、支給限度額を超えていないか等確認を行い、支給額を決定します。</li></ul>
5 決定通知書の送付	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書受理の翌月以降に支給(不支給)決定通知書を申請者に送付します。</li></ul>
6 支払	<ul style="list-style-type: none"><li>決定通知書送付月の25日（休日の場合は翌営業日）になります。</li></ul>

【参考2】

福祉用具購入支給申請に必要な書類の記入例

【領収証の記入例】

必ず申請者の氏名となります。	領収証
かほく 太郎 様	
領収金額 <b>36,234円</b>	(種目)、用品名、領収金額の内訳を記入(複数の場合は金額の内訳を記入)してください。
ただし、 <u>特定福祉用具代金</u> として	
内訳:①(腰掛便座)ポータブルトイレ〇〇-〇〇 20,034円	
内訳:②(入浴補助用具)シャワーベンチ〇〇〇 16,200円	
上記金額正に領収いたしました。	
	平成〇〇年11月11日
	かほく市宇野気二81番地
	(株)かほく福祉店
	代表取締役 かほく 次郎 ㊞

入院・入所されている場合は、退院・退所以降に申請してください。

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

介護保険証・負担割合証から転記

被保険者氏名	かほく 太郎		被保険者番号 0000123456	
生年月日	明治・大正(昭和)〇〇年〇〇月〇〇日	性別	男( )女( )	
住所	〒929-1195 かほく市宇野気二81番地 Tel.〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		負担割合 ① 2・3割	
要介護度	要支援 1・2 要介護 ① 2・3・4・5	認定有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
事業所番号	17〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		購入日(領収日) 平成 年 月 日	
販売事業者名	かほく福祉用具店		過去と同種目品の購入の有無 有( ) 無( )	
種目名	商品名	製造事業者名	購入金額(円)	支給金額(円)
腰掛便座	ポータブルトイレ00-00	(有)〇〇〇〇	20,034	18,030
入浴補助用具	シャワーチェア000	〇〇〇〇(株)	16,200	14,580
			商品毎に円未満切捨	
福祉用具が必要な理由	別紙理由書のとおり		購入金額計 36,234	支給金額計 32,610
<p>かほく市長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給を申請します。</p> <p>平成〇〇年11月12日 必ず被保険者の氏名となります。</p> <p>提出する日 申請者 かほく 太郎 (印)</p>				

- (添付書類) 1 領収証 (  原本還付を希望する場合は、チェックしてください。)  
2 福祉用具のパフレット等 (コピー可) ※該当箇所にマーキング等をしてください。

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	かほく	銀行 金庫・組合 農協・漁協	かほく	本店(支店) 本所・支所 出張所	預金種類 普通 当座
	口座 番号	1234567	フリガナ 口座名義人	カホク イチロウ かほく 一郎	

※支給対象者本人の口座と異なるときは、下記の委任状を記入してください。

委任状			上記と同一印
私は、次の者を代理人と定め、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の受領に関する権限を委任します。			
申請者(支給対象者本人)			かほく 太郎 (印)
代理人	氏名	かほく 一郎	
	住所	〒929-1195 かほく市宇野気二81番地 Tel.〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇	

申請者以外の方の口座に振り込む場合は必ず記入

別紙

福祉用具が必要な理由書

被保険者氏名	かほく 太郎	被保険者番号	0000123456
記入者氏名	石川 次郎	記入者事業所	石川福祉用具販売
計画作成者氏名	北陸 花子	居宅介護(介護予防)支援事業所	北陸居宅介護支援事業所

1 本人の現在の身体状況について ※原因となる疾病やADLの状況等を記入

**独居高齢者であり、長男が〇〇市、長女が〇〇町に在住しており、それぞれ週に1～2回の頻度で訪問しており、その際に本人の希望を確認し、必要な食料品や日用品を購入している。**

**両膝変形関節症のため、歩行や立ち座りなどが不安定となっており、便所に向かう際や入浴中に何度か転倒している状況である。**

購入前の入退院について 有 (入院期間： ～ ) ・ **無**

2 製品を購入した理由 ※複数の用具を購入した場合には、商品ごとに理由を記入

① 現在の状況での日常生活への支障の内容

**【腰掛便座】**

**両膝変形関節症のため、歩行にふらつきがみられ、転倒の危険が高い。移動の負担を軽減し、安全に排泄を行うためには、居室内に腰掛便座が必要である。**

**【入浴用いす】**

**両膝変形関節症のため、低い位置からの立ち座りが困難であり、下肢への負担を軽減し、安全に入浴動作を行うためには、入浴用いすが必要である。**

② 福祉用具購入後の日常生活の改善状況

**【腰掛便座】**

**排泄の際の移動の負担が軽減されたことにより、安心して過ごせるようになった。特に夜間における転倒リスクが減ったことが、自立した日常生活に寄与している。**

**【入浴用いす】**

**洗い場における立ち座りは、入浴用いすと手すりを併用することで、安全に行うことができ、また、背もたれにより姿勢保持もしっかり行うことができるようになった。**

3 同一種目の再購入の理由について ※該当する場合は記入必要

## 福祉用具が必要な理由書の記入について

福祉用具購入費の給付はあくまでも必要な場合にその必要性が認められた場合に限り給付されるものです。

その必要性は日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活の自立を助けるためのものでなければなりません。

したがって、理由書の「福祉用具が必要な理由」部分には、その福祉用具がなぜ必要なのか、単に「不安定・困難」や「転倒の予防、安全・安心にできるようにするため」等ではなく、何がどのように不安定・危険なのか、本人の身体状況から具体的にどのような支障が生じているのか、その福祉用具が本当に必要なのかどうか（本人の自立支援のために必要なものか）、実際的狀況を読み取ることができるように具体的な理由を記入する必要があります。

### <記入上の注意点>

1 利用者の現在の身体状況（原因となる疾病やADLの状態等）

2 なぜ今回その商品（福祉用具）を購入したか

※複数の用具を購入した場合には、購入した商品ごとに理由を記入してください。

①福祉用具が無い状況では、本人はどのような動作となっているのか

それによってどのような支障が生じているのか

②購入した福祉用具を使用すると、困難な状況がどのように改善できるのか

※2①・②については購入した商品の使用に係る動作についての内容を記入してください。

（記入例）

腰掛便座⇒排泄時に関する（立ち座り、排泄・拭き取り、移動、移乗等の）各動作について

入浴補助用具（入浴用いす）⇒洗い場での立ち座りや座位保持等に関する各動作について

入浴補助用具（浴槽内いす）⇒浴槽内での立ち座りや座位保持等に関する各動作について

3 同一種目の再購入の理由については、該当する場合、前回購入時期、通常の使用状況、再購入が必要になった理由（破損状況、身体的理由等）を具体的に記入してください。

※破損の場合は、現物写真（破損状況及び撮影日がわかるもの）を添付してください。

# 福祉用具貸与

福祉用具貸与の品目には、日常の動作を助ける用具、機能訓練のための用具、介護者の負担を助ける用具などがあります。

あらかじめ利用者は、福祉用具に関して専門的知識のある介護支援専門員や福祉用具レンタル事業者などの専門知識のある相談員に相談することが大切です。

福祉用具レンタル事業者は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する必要があります。

また、利用者の使用状況を確認し、必要な場合は修理を行うなど、用具の機能、安全性を点検することも必要となります。

なお、福祉用具貸与は、他の訪問・通所サービスと合算して上限管理されますので、要介護度別の支給限度額を超えると全額自己負担となります。

また、軽度者への福祉用具貸与につきましては、20ページの「軽度者への福祉用具貸与に係る例外給付の取扱い」を参照してください。

## ○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種類

1	車いす	11
2	車いす付属品	14
3	特殊寝台	15
4	特殊寝台付属品	15
5	床ずれ防止用具	16
6	体位変換器	16
7	手すり	17
8	スロープ	18
9	歩行器	18
10	歩行補助つえ	18
11	認知症老人徘徊感知機器	19
12	移動用リフト（つり具の部分を除く）	19
13	自動排泄処理装置	19

# 1 車いす

自走用標準形車いす、電動車いす又は介助用標準形車いすに限る。

## (1) 自走用標準形車いす

日本工業規格（JIS）T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

### 【参考】JIS 規格による自走用車いすの定義

使用者が自ら駆動・操作して使用することを主目的とした車いす。以下のとおりに分類される。

種類	定義	貸与の可否
自走用標準形	一般的に用いる自走用車いすで、後輪にハンドリムを装備し、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、特別な座位保持具はつかず、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスト、後輪は大径車輪の4輪で構成したもの。ただし、日常生活用で特殊な使用目的のものは除く。	可
自走用室内形	室内での使用を主目的とした自走用車いすで、ハンドリム駆動方式のもの。ただし、特別な座位保持具、姿勢変換機能はつかない。	
自走用座位変換形	座位の位置、姿勢変換を主目的とした車いすで、身体支持部のティルト機構、リクライニング機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを組み込んだ自走用車いす	
自走用スポーツ形	各種のスポーツのために特別に工夫した、スポーツ専用の車いす	専ら日常生活に使用する場合は可
自走用パワーアシスト形	自走用標準形車いすにパワーアシスト（動力源によって人力を補助するもの）が付いた自走用車いすで、後輪ハンドリム駆動方式のもの	可(パワーアシストは付属品として取り扱う。)
自走用特殊形	特殊な駆動方式、特別な用途の自走用車いす。上記の形以外の自走用車いすをすべて含む。	専ら日常生活に使用する場合は可

## (2) 電動車いす

日本工業規格 (JIS) T9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて「自走用標準形車いす」又は「介助用標準形車いす」に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう電動車いすと解するものではないものである。

### 【参考】 JIS 規格による電動車いすの定義

使用者が自ら操作して使用することを主目的とした電動車いす (自操用) 又は、使用者自らは操作せず、介助者によって操作することを主目的とした電動車いす (介助用)。以下のとおりに分類される。

種類	定義	貸与の可否
自操用標準形	自操用電動車いすで、前2輪、後2輪の4輪で構成したもので、駆動方式は限定しない。身体支持部のうち、シート、バックサポート、フット・レッグサポートは、任意に角度が変えられない機構で、主に操作方式はジョイスティック方式とする。	可
自操用ハンドル形	操舵を直接ハンドル操作によって使用する自操用電動車いすで、3輪又は4輪で構成したもの	
自操用座位変換形	座位の位置、姿勢変換を主目的としている電動車いすで、姿勢変換のためのリクライニング機構、リフト機構、スタンドアップ機構、ティルト機構を装備しているもの。ただし、単純な座の回転だけのものは含まない。	
自操用室内形	室内での使用を主目的とした自操用電動車いすで、特別な座位保持具装置は装備しないもの	
自操用簡易形	手動車いすに電動駆動装置、制御装置を取り付けた簡便な電動車いすで、使用者が操作して使用するもの	
自操用特殊形	特殊な駆動方式、特別な用途の自操用電動車いす。上記の形以外の自操用電動車いすをすべて含む。	専ら日常生活に使用する場合は可
介助用標準形	3輪又は4輪構成の電動車いすで、介助者が操作して使用するもの。なお、制御操作部は後部に取り付けられている。	可
介助用簡易形	手動車いすに電動駆動装置、制御装置を取り付けた簡易な電動車いすで、介助者が操作して使用するもの	可 (装置は付属品として取り扱う。)
介助用特殊形	上記の形以外の介助用電動車いすをすべて含む。	専ら日常生活に使用する場合は可

### (3) 介助用標準形車いす

日本工業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。また、日本工業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

#### 【参考】 JIS 規格による介助用車いすの定義

使用者が自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車いす。以下のとおりに分類される。

種類	定義	貸与の可否
介助用標準形	一般的に用いる介助用車いすで、特別な座位保持具やハンドリムはなく、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスタ、後輪は中径車輪以上で構成したもの	可
介助用室内形	室内での使用を主目的とした介助用車いす	
介助用座位変換形	座位保持、姿勢変換を目的とした介助用車いすで、姿勢を保持しているのが困難な使用者のために、個々に合わせて体幹を保持するパッド、シートなどや身体支持部のリクライニング機構、ティルト機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを備えた車いす	
介助用浴用形	浴室での使用を目的とした介助用車いすで、さびない工夫などを施したもの。トイレでの使用や便器のセットが可能なものも含む。	専ら日常生活に使用する場合は可
介助用パワーアシスト形	パワーアシストがついた介助用標準形車いす	可（パワーアシストは付属品として取り扱う。）
介助用特殊形	特殊な使用を目的とした介助用車いす。上記の形以外の自走用車いすをすべて含む。	専ら日常生活に使用する場合は可

## 2 車いす付属品

クッション・電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。利用することにより車いすの利用効果の増進に資するものに限られる。

※ 「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品、既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう（車いす本体を利用することなく、付属品のみを貸与することはできない。）。

### 付属品の具体例

クッション、パッド	車いすのシート、背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。
電動補助装置	自走用標準型車いす・介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、電動装置の動力により駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。
テーブル	車いすに装着して使用することが可能なものに限る。
ブレーキ	車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

### ※可否の例

可否の別	理由
可	車いすにポール等を取り付けるためのホルダー（酸素ボンベやステッキを取り付けるためのホルダーと同様に車いす自体の利用効果の増進に資するものと認められるため。）
	車いすに人を乗せたまま階段の昇降を可能にするもの（車いす自体の利用効果の増進に資するものと認められるため。）
不可	取付用穴・器具に差し込み、点滴等のために使用するポール（それを取り付けても車いす自体の利用効果の増進に資するものとは認められないため。）
	車椅子のシート・背もたれ以外において使用するクッション（それを取り付けても車いす自体の利用効果の増進に資するものとは認められないため。）

### 3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次の(1)又は(2)の機能のいずれかを有するもの

(1) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

(2) 床板の高さが無段階に調整できる機能

※ サイドレールとは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

### 4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。利用することにより、特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られる。

※ 「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品、又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう（特殊寝台本体を利用することなく、付属品のみを貸与することはできない。）。

付属品の具体例

サイドレール	特殊寝台の側面に取り付けることにより利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。
マットレス	特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。
ベッド用手すり	特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。
テーブル	特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚をもつもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。
スライディングボード、スライディングマット	滑らせて移乗又は位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材、滑りやすい構造であるものに限る。
介助用ベルト	移乗するための補助として用いられるもの（入浴介助用以外のもの）

※可否の例

可否の別	理由
不可	サイドレールに乗せて使用するテーブルのうち、ベッド上部ではなく、側面に物を置くもの（特殊寝台自体の利用効果の増進に資するものとは認められないため。）
	取付用穴・器具に差し込み、点滴等のために使用するポール（それを取り付けても特殊寝台自体の利用効果の増進に資するものとは認められないため。）

## 5 床ずれ防止用具

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) 送風装置、空気圧調整措置を備えた空気マット

送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの

(2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの

※可否の例

可否の別	理由
可	全体的ではなく、部分的に空気圧調整装置を備えた空気マット（全身用のマットであることが要件とされていないため。）
	ゴム製のマット（全身用の床ずれ防止用具と同等であると認められるため。）
	温度調整機能については、「複合的機能」というところの「機能」には当たらない（高齢者の身体特性（血行が悪く、多汗症であるなど）に鑑み、快適性を追及するものではなく、エアマットレスの弱点（寒さ、冷え）を補完する目的のものであって、利用効果の増進に資するものと考えられるため。）
不可	マット用カバー（床ずれ防止用具本体ではないため。）

## 6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの。ただし、専ら体位を保持するためのものを除く。

※ 安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。

※ 体位保持機能を持つ体位変換器に関しては、体位変換を目的とした使用方法について貸与可能とするものであり、体位保持のための使用は行わない等の留意が必要である。

※可否の例

可否の別	理由
可	持ち手があり、体の下に挿入することで、てこの原理で仰臥位から側臥位への体位変換を行うことができるものは、体位変換器としての機能を有する。
	使用法によっては体位保持機能を持つものであっても、身体への挿入が容易で、かつ挿入後も形態が崩れず、体位変換に容易に活用できるものは、体位変換機能を有する。
	側面が三角形状のもので、手で押し込むことにより仰臥位から側臥位への体位変換を行うものは、体位変換機能を有する。
	布団の下へ差し込み、リモコン操作により背上げ・背下げを行い、座位への体位変換を行うものは、体位変換機能を有する。
不可	専ら体位を保持するためのクッションとしての機能が強いもの（てこ・空気圧等を用いた体位変換機能を有するものではないため。）
	端座位からの立ち上がり等を補助するもの（仰臥位から側臥位、座位への体位の交換を行うものではないため。）

## 7 手すり

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。なお、ベッド用手すりは除かれる。また、工事を伴うものは除かれる（住宅改修の対象となる。）。

- (1) 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
- (2) 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの

※可否の例

可否の別	理由
可	踏み台が付いており、居宅の床に置いて使用し、移動に資することを目的とするものは、複合的な機能を有するとは評価せず、手すりとして判断する。
	天板が付属しており、起きあがりのため等に使用することもあるものについては、複合的な機能を有するとは評価せず、手すりとして判断する。
不可	工事を伴わず、浴槽の縁に固定し、浴槽への出入り時に使用する手すり（福祉用具販売の対象品目となっているため。）

## 8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し、工事を伴わないもの（工事を伴うものは、住宅改修の対象）。ただし、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

## 9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

- (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右の両方を囲む把手等（手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類）を有するもの。ただし、体の前の把手等は、必ずしも手で握る又は肘を乗せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよい。把手の長さ、車輪の数は問わない。
- (2) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

※可否の例

可否の別	理由
可	テーブル等が付いており、体の前及び左右を囲む把手があるものは、複合的な機能を有するとは評価せず、歩行器として判断する。
	前腕支持マット部分が取り外し可能であり、それを取り外して使用する場合は、体の前及び左右を囲む把手があるといえるので、歩行器として判断する。
不可	体の前にのみ把手があり、体の左右を囲む把手がないもの（歩行機能を補う機能を有していないため。）

## 10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ、多点杖に限る。

※可否の例

可否の別	理由
可	杖の先部分がポールジョイントにより回転する機能を有しているものであつても、支点が4つあるものは、多点杖として判断する。

## 1 1 認知症老人徘徊感知機器

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時（ベッドや布団等を離れた時を含む。）に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

## 1 2 移動用リフト

下記に掲げる型式に応じ、それぞれに定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅改修を伴うものは除かれる。

### (1) 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。なお、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止の観点から、(1)福祉用具専門相談員が所定の講習を修了していること、(2)適切な助言、情報提供等の必要な措置を講じていること、(3)実際に福祉用具を使用させながらの指導を行うこと、(4)使用に当たっての留意事項等を掲示すること等の所定の措置を講じることが必要である。

### (2) 固定式

居室、浴室等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの

### (3) 据置式

床に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く。

## 1 3 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの {交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。}

## 軽度者への福祉用具貸与に係る例外給付の取扱い

1	これまでの経過	21
2	軽度者における例外給付の取扱い	22
3	かほく市における例外給付の確認手続きについて	26
4	確認の効力について	28
5	確認申請書の提出時期について	28
6	その他	28
	◎介護保険福祉用具貸与の流れ	30

## 1 これまでの経過

平成18年度の介護報酬改定により福祉用具貸与については、要支援1、要支援2及び要介護1の方は「軽度者」となり、軽度者の状態像からは利用が想定しにくい品目である、①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、⑧移動用リフト（つり具の部分を除く）の8種目について、原則として保険給付の対象としないこととなりました。

ただし、状態像によっては、例外的に福祉用具の使用が必要となる状態も想定されることから、その判断方法を、原則として要介護認定に係る基本調査結果の情報を活用することにより例外給付の判断をすることとしました。

しかしながら、基本調査の結果を根拠とする画一的な判断では、福祉用具が必要な状態にあるにもかかわらず、例外給付の対象とならない事例が生じていることが判明しました。

その結果、平成19年4月1日からその運用を一部見直し、必要な手続きを経て、市が確認を行えば例外給付が可能となりました。

さらに、平成24年度の制度改正により、⑨自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）が追加され、対象となる福祉用具は全部で9種目となりました。この⑨自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の方についても原則として保険給付の対象外となり、例外給付を行う場合は所定の手続きが必要です。

◎保険給付対象種目一覧表

種 目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	原則、保険給付の対象外		
車いす及び車いす付属品			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
手すり	保険給付の対象		
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するもの)			

※ 自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）は、貸与ではなく福祉用具購入費の対象となります。

※ 自動排泄処理装置の関連製品等（専用パッド、洗浄液、専用パンツ、専用シーツ等）は、介護保険対象外です。

## 2 軽度者における例外給付の取扱い(※30ページの「介護保険福祉用具貸与の流れ」参考)

### (1) 基本調査の確認

軽度者に対し、原則として保険対象外としている福祉用具を貸与する場合、まずは直近の認定調査結果により、24ページの表（平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイで定める状態像の者）で定める基本調査の結果を確認してください。

該当する場合は、例外給付の必要性について、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャーなどが判断することとなります。

**⇒市への確認申請手続き不要**

### (2) 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」の【日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者】及び「移動用リフト」の【生活環境において段差の解消が必要と認められる者】については、該当する基本調査の結果がありません。

したがって、該当するかどうかの判断及び例外給付の必要性は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャー等が判断することとなります。

**⇒市への確認申請手続き不要**

#### ◎例外給付の必要性の判断の見直しについて

居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行う。

**⇒要介護認定又は要支援認定の有効期間終了日若しくは必要に応じて随時**

#### ◎福祉用具貸与事業者の対応について

①当該被保険者の担当ケアマネージャー等から、「基本調査の結果」について必要な部分（注1）が確認できる文書を入手する。

②「基本調査の結果」の確認を行う。

③確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存する。

④サービス担当者会議等を経たマネジメントの結果、「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト」の利用が必要であるとケアマネージャー等が認めた場合は、その経過とサービス担当者会議等の結果を記録して保存する。

（注1）「基本調査の結果」について必要な部分とは、原則として a 実施日時、

b 調査対象者の調査時点での状態の確認、 c 本人確認ができる部分、  
d 基本調査の回答で調査対象者の状態像の確認ができる部分の4つを指します。

(3) 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

基本調査の結果のみでは、例外給付の対象とならない事例についても、次のアとイの要件を満たし、これらについてかほく市の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

⇒市への確認申請必要 (26～27ページ参照)

ア 下表のⅠからⅢまでのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

<福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像>

	該 当 項 目	事例 (注3)
Ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイ (注2) に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
Ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイ (注2) に該当するに至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
Ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイ (注2) に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

(注2) 24ページの表 (平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイで定める状態像の者) を参照してください。

(注3) より詳しい事例は、25ページの主な事例内容 (例) を参照してください。

【留意点】

(介護予防) 福祉用具貸与費の具体的な算定要件や対応については、「指定居宅サービスに要する費用の算定の額の算定に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等にて再度確認してください。

表（平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイで定める状態像の者）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 － ※日常生活範囲における移動の範囲の支援が特に必要と認められる者 【かほく市への確認不要】 ⇒サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業所が判断する。
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 － ※生活環境において段差の解消が必要と認められる者 【かほく市への確認不要】 ⇒サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業所が判断する。
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

◎福祉用具が必要となる主な事例内容（例）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（例）
I 状態の変化	○ 特殊寝台 ○ 床ずれ防止用具・体位変換器 ○ 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	○ 特殊寝台 ○ 床ずれ防止用具・体位変換器 ○ 移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要となる。
II 急性増悪	○ 特殊寝台 ○ 床ずれ防止用具・体位変換器 ○ 移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要となる。
III 医師禁忌	○ 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	○ 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	○ 特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	○ 床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	○ 移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際に脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

- ※ 事例内容（例）で示した疾病名について、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。
- ※ また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

### 3 かほく市における例外給付の確認手続きについて

かほく市へ例外給付に係る確認手続きが必要な場合は、下記手順を参照の上、必要な手続きを行ってください。

#### (1) 軽度者の状態確認

ケアマネージャー等は、主治医意見書等（注4）を参考とし、被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する可能性があるかどうかを確認する。

【留意点】 ケアマネージャー等は、認定調査票等を参考とし、被保険者の状態が「厚生労働大臣が定める者のイ」（24ページ参照）及び「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）（23ページ参照）に該当する可能性があるかどうか確認してください。

（注4） 主治医意見書のほか、診断書（直近の診断書を利用希望する被保険者が取得済の場合であり、改めて診断書を取得する必要はありません）及びケアマネージャー等が聴取した居宅サービス計画に記入する医師の所見等を参考としてください。

#### (2) 医師への照会

ケアマネージャー等は、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するかどうか医師に照会する。

【留意点】 当該被保険者が（介護予防）居宅療養管理指導を受けている場合は、（介護予防）居宅療養管理指導による情報提供（文書、メール、FAX等でも可能）により確認することもできます。また、医師に照会する所見は、単に「福祉用具が必要」ではなく、疾病その他の原因及びそれに起因する状態像を具体的に記入してもらってください。

#### (3) サービス担当者会議の開催

(2)において、医師から「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当するとの所見が示された場合、ケアマネージャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等についてサービス担当者会議の記録等として、所定様式に記入しておくこと。

次ページへ

(4) 「軽度者の福祉用具貸与例外給付確認申請書」(以下「確認申請書」という。)の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であると判断された場合、ケアマネージャー等は、かほく市長寿介護課に「確認申請書」を提出する(30ページ「介護保険福祉用具貸与の流れ」参照)。

- 【添付書類】
- ①居宅(介護予防)サービス計画書の写し
  - ②サービス担当者会議の内容を記録した議事録等の写し
  - ③医師の所見等の写し

(5) かほく市長寿介護課での確認

かほく市長寿介護課は、「確認申請書」の内容が添付書類等により確認できるかどうか下記の【判断基準】に照らし合わせ、例外給付の可否についてケアマネージャー等へ文書で通知する。

【留意点】 確認後の通知は、裏面に確認申請書の写しを付け、申請者へ送付します。

【判断基準】

確認可の判断基準	ア 居宅(介護予防)サービス計画書に①医師の所見、②医師氏名、③福祉用具貸与が必要な理由、①～③が全て記載されていること。
	イ サービス担当者会議の内容を記録した議事録等に①開催日、②出席者、③福祉用具貸与の例外給付についての検討内容、①～③が全て記載されていること。(注5)
	ウ 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像(23ページ)のⅠ～Ⅲまでのいずれかに該当することが、①主治医意見書、②医師の診断書等、③医師からの所見を聴取した記録(聴取記録には、a 聴取日時、b 聴取方法、c 聴取内容、d 聴取した医師の氏名、a～d全てが記載されていること)①～③のいずれかに記載されていること。
	ア～ウの全てが申請書及び添付書類で確認できれば、確認可の判断となる。 ⇒例外給付可能
確認不可となる場合	上記ア～ウのうち一つでも確認できない内容がある場合は、確認通知ができない。⇒例外給付不可能

(注5) 主治医等がサービス担当者会議に出席することができずに、情報提供を求めた場合は、①は照会日と回答日、②は回答者、③は照会内容と回答内容になります。

## 4 確認の効力について

### (1) 例外給付の確認期間

開始日	確認書に記載の貸与開始（予定）日 最大で確認申請書を受理した日の属する月の1日まで遡及可能
終了日	要介護認定又は要支援認定の有効期間の終了日

## 5 確認申請書の提出時期について

### (1) 福祉用具の貸与を開始するとき。

→原則として、サービス提供開始前に確認申請書を提出してください。

### (2) 要介護・要支援認定が更新されたとき。

### (3) 要介護・要支援認定が区分変更されたとき。

### (4) 支援事業所が変更になったとき。

※更新・区分変更により要介護2以上（自動排泄処理装置については要介護4以上）になった場合は、福祉用具の貸与制限がなくなるので、確認申請書の提出は不要です。

※確認申請書の様式は、本市ホームページからダウンロードすることができます。

## 6 その他

### (1) 継続して例外給付を受ける場合

要介護・要支援認定有効期間の終了後も利用者の状態に変動はなく、継続して福祉用具貸与の可能性が高い場合は、確認期間の終了日前に26～27ページの手続きを再度行い、市の確認を受けてください。また、以下のことにご留意ください。

ア 要介護・要支援認定の更新申請は、有効期間終了日の60日前から可能ですので早めに申請してください。

イ この場合、例外給付における確認期間の開始日は、認定有効期間終了日の翌日となります。

### (2) 申請中の場合

「新規申請中で認定結果が出ていない場合」や「例外給付の対象者が状態悪化により区分変更申請中で、認定結果が出ていない場合」については、明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置については要介護4以上）の認定結果が想定される場合を除いては、原則として福祉用具貸与を決定した段階で確認申請書を提出してください。

### (3) 例外給付について

軽度者に対する例外給付は、あくまでも例外的な取扱いです。福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもあるため、例外給付を申請する際には、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

### (4) 確認前の利用について

かほく市の確認を受けていない状態で福祉用具の例外給付が行われていた場合、県の指導及び監査等により返還の対象となる場合があります。特にサービス担当者会議実施前に貸与を開始すると介護保険サービスの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

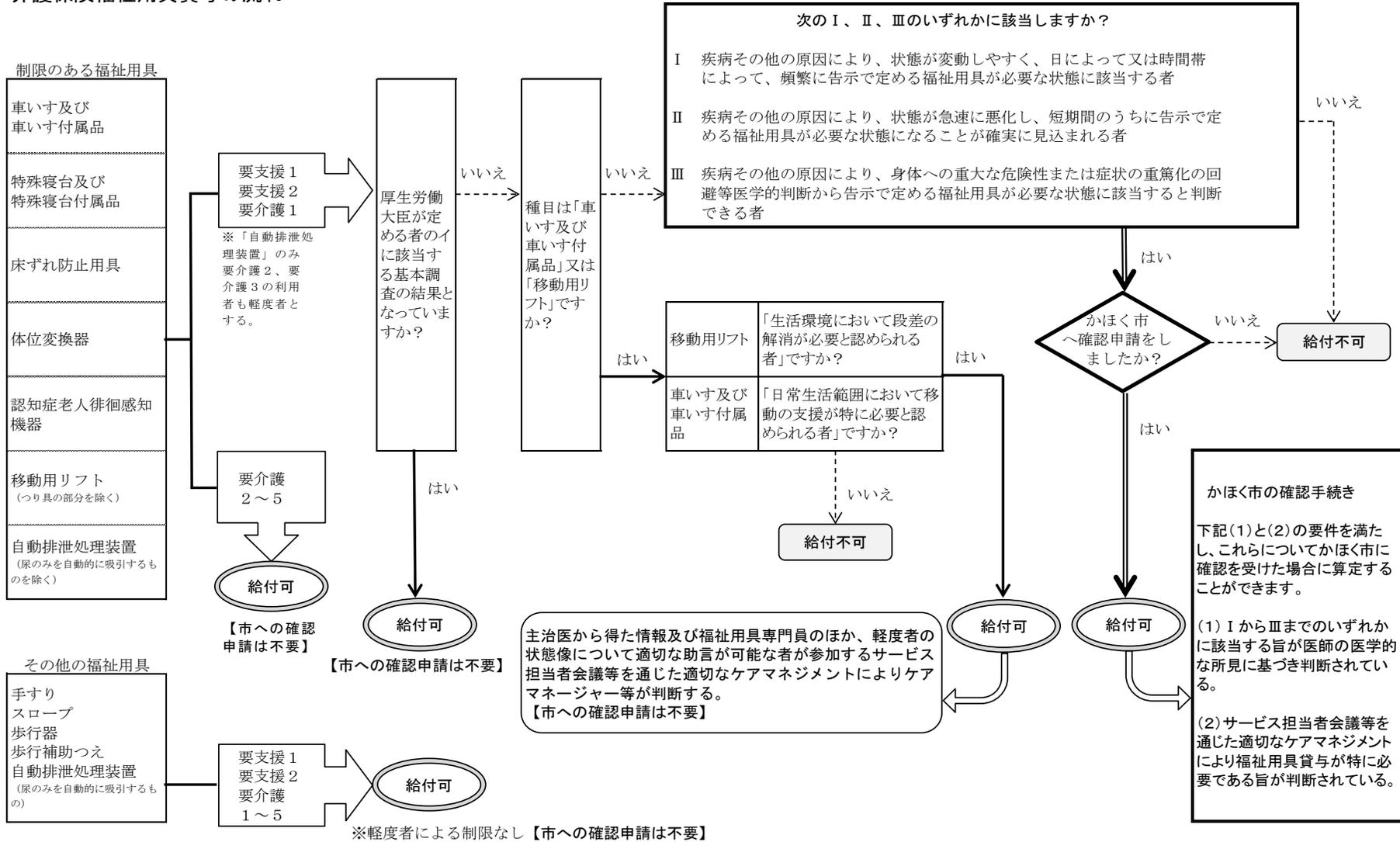
### (5) 確認申請書に添付する書類の留意点

①居宅サービス計画書は、国の標準様式第1表及び第2表、介護予防サービス計画書は国の標準様式介護予防サービス・支援計画書に該当する書類であり、「医師の所見」、「医師氏名」、「福祉用具貸与が必要な理由」が記載されている書類を提出してください。

②サービス担当者会議の内容を記録した議事録とは、国の標準様式第4表に該当する書面です。また、介護予防の場合は、国の標準様式介護予防支援経過記録に該当する書類であり、やむを得ない理由によりサービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により意見を求めた場合は、国の標準様式旧第5表に該当する書類であり、「開催日（照会日・回答日）」、「出席者（回答者）」、「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容（照会内容・回答内容）」が記載されている書類にサービス担当者会議の議事録を添えて提出してください。

③主治医意見書及び医師の診断書等による場合は、その写しに福祉用具を必要とした理由を確認した箇所が分かるようにラインマーカー等で個所付けしたものを提出してください。また、医師から所見を聴取した場合は、聴取日時、聴取方法（電話、面接等）、聴取内容、医師氏名が記録された書類を提出してください。

# 介護保険福祉用具貸与の流れ



【留意点】（介護予防）福祉用具貸与費の具体的な算定要件や対応については、「指定居宅サービスに要する費用の算定の額の算定に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等に再度ご確認ください。